

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○鎌田聡君 皆さん、おはようございます。立憲民主連合の鎌田聡です。

まずは、私からも、元旦に発災しました能登半島地震、たくさんの多くの方々が犠牲になりました。心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、そして、被災された全ての皆様方に心からお見舞いを申し上げさせていただきたいと思っております。

今なお懸命な復興、復旧に向けた関係者の御努力、熊本県からも数名職員も派遣をされております。全ての関係者の皆様方に心から敬意を表したいと思っておりますし、私どもといたしましても、息の長い復旧、復興に向けた支援を続けてまいりたいというふうに思っております。

さて、いよいよ知事の残り任期まで2か月となりました。4期16年間、財政再建、熊本地震、豪雨災害、コロナなどの様々な困難の中で、幾多の逆境を乗り越えて、ポジティブに県政のかじ取りを行ってこられた蒲島知事に、心から敬意を表したいと思っております。

蒲島知事の16年間の様々な御功績について、この場で称賛をしたいところですが、先ほどの時間で河津先生が十分に称賛をされましたので、褒められてばかりだと知事も気持ちが悪いのではと思っておりますので、あえて私からは、蒲島県政で決してよき流れとは言えない、残された課題の中から厳選した3点について質問をいたします。

まずは、「くまもと再発見の旅」不適切受給問題についてです。

この問題については、昨年10月に弁護士3人から成る第三者委員会を設置して調査が進められていますが、調査開始から既に4か月以上が経過しても、いまだに調査結果が示されません。なぜこのように調査に時間を要するのでしょうか。

知事は、この調査については、丁寧かつ迅速に進めるとこの議会でも答弁されていますが、丁寧にも度が過ぎます。早急に事実関係を明らかにして、適正な対応を行うべきです。

そこで質問ですが、現在の第三者委員会の調査状況と今後の対応について、知事の見解を求めます。

次に、川辺川ダム問題についてです。

知事就任直後、球磨川は宝と言って川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水を極限まで追求すると言われましたが、10年が経過しても、ダムによらない治水は実行されませんでした。

そして、令和2年豪雨災害後に、流水型ダムの建設へと方針を変えられました。ここで言われたのが、環境に極限まで配慮した流水型ダムということでしたが、環境に極限まで配慮するための手法である環境アセスの手の進め方については、極限までとは決して言えないものです。私は、これまでの質問で、環境アセスの進め方について改善を求めてきましたが、何の改善もされぬまま今日まで進められています。

球磨川から八代海まで及ぶはずの環境への影響は、球磨村渡までしか影響なしとされていて、極限ではなくて渡までとなっていますし、昨年12月に開催された流水型ダムが環境に及ぼす影響を調査、予測

した準備レポートの住民説明会では、準備レポートは住民の意見を反映する最後の機会であったにもかかわらず、質問時間を制限し、途中で打ち切るといっても民主的とは言えない運営でありました。

知事は、年頭の会見で、時間的緊迫性を強調されて、賛否を保留している五木村、相良村からの同意を自分の任期中までに得たいと意欲を示されましたが、五木村は、環境アセスの結果を基に、村民の意見を踏まえて判断すると述べられています。このように、科学的に、民主的に、丁寧に判断しようとしている村の対応に尻をたたくかのような言動は厳に慎むべきです。

また、流水型ダム建設に向けての住民参加は全く不十分です。これまで水害原因の共同検証を県と実施しようと呼びかけている住民団体の要望には全く応じていません。これこそ知事の任期中に行うべき取組だと考えます。

そのような取組が不足している中、県は、1月27日の熊日新聞の朝刊に、流水型ダムについての見聞き全面広告を掲載されました。この広告料は約400万円だそうです。このような広告を県民の血税を使ってまでやることに対して、私は強く抗議をいたします。

そこで質問ですが、水害原因の住民団体との共同検証と、環境アセスにおいて住民意見を十分に反映させ、それに基づく知事意見を提出することについて、知事はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

次に、水俣病問題についてです。

水俣病は、公式確認から67年という長い年月が経過していますが、いまだに救済を求める人たちが後を絶たない現状にあります。

昨年9月27日、ノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟で、大阪地方裁判所は、原告128名全員を水俣病として認め、全原告に1人当たり275万円を支払うよう命じる判決を下しました。

しかし、国、県、チッソは、非情にもこの判決を不服として控訴をしました。この原告の中には、85名の熊本県出身の方が含まれています。そのほかに、熊本地裁や東京地裁で救済を求める人たちもいます。原告の皆さんは、既に高齢化しています。今こそ、国、県で解決のテーブルをつくり、水俣病の早期解決を目指すべきです。

そこで質問ですが、水俣病で苦しむ高齢化した被害者と争うことはやめて、知事がリーダーシップを発揮して、和解のテーブルに着く気はないでしょうか。せめて知事の任期中に原告の皆さんとお会いして話を聞くことはできないか、お尋ねをいたします。

以上3点について、知事にお尋ねをいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 残された課題としてお尋ねのうち、まず、「くまもと再発見の旅」についてお答えします。

このことについては、皆さんも御存じのとおり、私は、この問題が表面化したときに、自ら、これについて原因を追求して、すぐやりたいということを記者の前で示しました。これに対して、通報者の方からは、その代理人の方からもそうですけれども、中立、公平に判断すべきだと。だから、知事とか県

庁は動くべきではないと。

そこで、私は、その主張を最大限受け入れて、第三者による調査委員会において調査をお願いしました。そのとき私が言ったのは、これは第三者の方に全て任せようと。それが通報者の方々の意見であるし、多分あのときはメディアの方々も同じような意見だったと思います。それは、知事は信じられない、県庁は信じられない、そういう相互不信の下で何かを決めることは、私はすべきではないと思いました。

そういう意味では、調査は、スケジュールを含め調査委員会に委ねており、現在のところ、調査内容やその公表時期などは示されていませんが、私自身は、高度な識見に基づくしっかりした調査、審査が行われているものと考えています。

そして、結果がまとも次第、知事に報告がありますので、その結果を受けて、適切に対応してまいります。

次に、川辺川ダム問題についてお答えします。

まず、1点目の水害原因の住民団体との共同検証についてです。

令和2年7月豪雨による甚大な被害を目の当たりにし、私は、二度とこのような被害を生じさせてはならないと固く決意いたしました。

そして、まず、国や流域市町村とともに、令和2年7月球磨川豪雨検証委員会を立ち上げました。

検証に際しては、国、県、流域市町村が保有するデータのみならず、民間が保有する写真や動画の収集、さらには市町村職員や地元住民への聞き取り調査も行うなど、情報収集に全力を尽くしてきました。

これらの情報を基に、委員会では、被害の状況、観測雨量、河川の観測水位、氾濫形態や初動対応などについて検証を行いました。また、球磨川本川だけでなく、県が管理する主要な支川についても検証しています。

このように、流域の安全に責任を持つ国、県、流域市町村が連携し、情報収集に全力を尽くした上で、科学的、客観的な検証を行いました。このため、これまでもお答えしてきたとおり、改めて検証を行うことは今考えておりません。

なお、流域の市町村長や住民を代表する方々の参画の下、新たな流水型ダムが命と環境を守るものとして整備が進められているのか、それを確認する仕組みの会議で事業の方向性や進捗を確認しています。

議員御指摘の新聞広告は、私も出席した昨年12月開催の第2回目となる会議で、流域の皆様と確認した内容について、県民の皆様にも周知するために行ったものです。

今後も丁寧に確認を続けながら、様々な機会を捉え、県民の皆様にも広く周知してまいりたいと思います。

次に、2点目の環境アセスメントにおいて住民意見を十分に反映させ、それに基づく知事意見を提出することについてお答えします。

新たな流水型ダムについては、現在、法と同等の環境アセスメントが適切に進められています。昨年11月には、環境影響に関する調査、予測、評価の結果と環境保全措置を取りまとめた準備レポートが国により公表されました。

環境アセスメントの手續においては、住民意見を聴く機会が設けられています。

まず、事業者である国において、環境影響評価法に準じて、準備レポートに対する住民からの一般意見の募集がなされました。その後、県に対しては、国が作成した一般意見の概要と意見に対する事業者の見解が送付されています。

これに加え、県では、環境影響評価条例に準じて、流域住民の皆様から直接意見を聴く公聴会を、3月4日に五木村、相良村、5日に人吉市、八代市中心部で開催いたします。公聴会で意見を述べるには、事前に申出をしていただく必要があります、現在、その募集を行っているところであります。

また、公聴会については、会場の収容能力と交通の便も考慮して開催場所を選び、公述人が意見をしっかりと述べられるよう時間を確保することで、直接流域住民の皆様から御意見を伺いたいと考えています。

この法と同等の環境アセスメントは、私が国に求めて実施されているものであり、今回の準備レポートに対する知事意見は、事業者である国に対する県としての最後の手續となります。

新たな流水型ダムが、球磨川、川辺川の環境に極限まで配慮したものとなるよう、公聴会での公述人の意見、国から送付された一般意見の概要、そして、県の環境影響評価審査会、関係市町村長の意見などを踏まえて、私の任期中にしっかりと取りまとめてまいります。

次に、水俣病問題についてお答えします。

昨年9月、ノーモア・ミナマタ近畿訴訟の大阪地裁判決については、水俣病の罹患の考え方が、令和4年3月に最高裁で確定した判決などと大きく異なるものでした。

また、大阪地裁判決は、これまでの認定審査制度や特措法の救済枠組みを覆すものでもあり、水俣病行政の根幹に関わる問題であることから、上級審の判断を仰ぐ必要があると考え、控訴いたしました。

県としては、最高裁で確定した判決、具体的には、国、県の主張が認められた判断枠組み等に基づき、主張と立証を行ってまいります。

また、私との面会を求める声が上がっていることは承知していますが、訴訟が進行中であることから、担当課において丁寧に対応するよう指示しています。

水俣病は、私の政治の原点であります。知事就任直後から、特措法の成立に全力を傾け、私は、与野党の国会議員の先生方に、ロビー活動、それぞれに要請活動を行って、特措法の成立をずっと頑張ってきました。この特措法の成立が、ほぼ全政党の賛成を得て成立し、本県だけでも3万7,000人、全国では5万5,000人を超える方々が救済されました。

公健法に基づく認定審査に関しても、平成25年の最高裁判決を最大限尊重し、申請者の個々の事情に丁寧に対応しながら、着実に進めてまいりました。

また、胎児性、小児性の患者の方々や御家族の希望を丁寧に酌み取り、日常生活を支援してきまし

た。今定例会には、地域生活支援事業の自己負担軽減に係る予算も提案しています。

このように、私は、水俣病問題を県政の最重要課題と位置づけ、全身全霊で取り組んできました。与えられた任期の最後まで、水俣病問題の解決に向けて、全力で取り組んでまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 今答弁をいただきました。

不適切受給問題、あきれました。第三者委員会に委ねるということでございますけれども、公益通報者とその職場の同僚、そしてその上司、そしてまた、その上司に対して見直しを指示した県幹部と、この問題に関与した関係者は限られています。1か月もあれば分かるはずですが、調査に4か月以上も時間がかかることは、とても理解できません。もう調査結果を明らかにして、しかるべき対応を取る時期だと考えますが、何か知事選が終わるまで調査結果を出すことを先延ばししているのではないかと疑いたくもなります。

第三者委員会の運営には、これまた税金がかかっているんです。不適切受給で税金を使って、さらに第三者委員会にも税金を使う、もっとコスト感覚を持っていただきたいと思います。

県幹部が不適切受給の追跡調査を、もうよかろと見逃しを指示したとされていますが、この第三者委員会の調査こそ、もうよかろです。この問題がこのままだとやむやにされてしまうと、県民のために、県民に向き合って公正に仕事をしてきた県職員が、今後上司の顔色を見ながらしか仕事をしなくなってしまうのではないかと懸念をしております。

県への不信感を抱かせたこの問題については、知事は、第三者ではなくて最高責任者です。そのことを肝に銘じて、早急に調査結果を明らかにして、責任を持って厳正に対処されることを強く求めます。

川辺川ダム問題ですが、答弁で述べられましたように、これまでのアセス説明会で出された意見、そして今後開催されるアセスの公聴会で出される意見、そして先日開催された県の環境影響評価審査会で国交省の環境への影響は少ないとする環境影響評価準備レポートに対して懸念する審査会委員の意見など、その全ての意見を十分踏まえて、知事意見書を出されることを求めます。

そして、住民団体との共同検証については、これまで様々な項目について検証を行ってきたのでやらないとの答弁ですが、やってないから言っているわけです。住民団体は、人吉市内で不幸にも犠牲になられた方々は、球磨川本流からの氾濫ではなくて、支流からの氾濫との調査結果を出されています。そして、被害を拡大したと指摘されている瀬戸石ダムについては、全く触れられていません。被害を拡大したとされる原因について全く対処しない治水対策では、流域住民の命は守れません。

そもそも、流域治水の概念というのは、流域のあらゆる関係者が参加して対策を講じるというものです。緑の流域治水と言うのなら、もっと住民参加を進めるべきと指摘をさせていただきます。

そして、水俣病問題、答弁で、大阪地裁判決は、令和4年3月の最高裁判決と大きく異なって、これまでの認定審査制度や特措法の救済枠組みを覆すもので、水俣病行政の根幹に関わる問題だから控訴したと述べられましたが、それは役人の論理です。知事は政治家です。和解に向けて政治決断を下してもらいたい。もう被害に苦しむ人たちと争い続けることをやめにしてもらいたいと思います。

知事は、水俣病問題は政治の原点と常々おっしゃっていますし、先ほどもおっしゃいました。でも、このような対応を続ければ、それこそ原点はプラス・マイナスのマイナスのほうの減点となります。せめて原告とお会いして話を聞くことだけでもやってもらいたいと思います。

知事の任期は残り2か月。期間は短いけれども、やろうと思えばできないことはありません。残された課題にしっかり向き合って、16年間の蒲島県政が、誰もがよき流れと言えるように対応されることを強く求めまして、次の質問に移ります。

空港アクセス鉄道の速達性と定時性についてです。

空港アクセス鉄道事業につきましては、現在、ルートや事業費の詳細な調査が行われていますが、現在の物価高の状況で、410億円とされている事業費がさらに膨らむことが十分に考えられます。そのような状況も踏まえて、さらなる県民負担の増加が懸念されるこの事業の見直しについては、新しい知事の判断に委ねたいと思いますが、今回は、鉄道のメリットとして強調されています定時性と速達性についてお尋ねをいたします。

元旦の熊日新聞に掲載されましたのが「空港鉄道に中間駅」という見出しです。肥後大津駅から空港までのエリアに商業施設と宅地開発を大津町が計画をしていて、そこに中間駅を設置するとの内容です。

この構想は、鉄道利用客を増やす効果はありますが、空港アクセス鉄道の売りであった空港までの速達性が課題となってきます。既に三里木と原水駅の間には新駅を設置することが決まっていますので、この新駅と肥後大津から空港までの中間駅の2つの駅が設置されれば、駅の停車時間と、そして駅の前後では必ず減速運転をしますので、これまでの試算として出されているJR熊本駅から熊本空港までの所要時間44分は、4～5分程度延びるのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、新駅、中間駅設置による所要時間への影響についてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、定時性という点でお尋ねしますが、鉄道利用には、事故や災害による急な運休や遅延というリスクがあります。豊肥本線は単線でもあり、高架化もされておりませんので、ほかの鉄道と比べて、比較的にならばよいのですが、ほとんどが突然の事故などの運休であり、その場で電車を止められたら、空港まで行くときに、その後どのように移動するのか、その辺りのリスクも考えておく必要があると思います。

そこでお尋ねですが、豊肥本線の熊本県内区間の運休日数は年間どのくらいなのか、急な運休の際の対応についてどのように考えているのか、先ほどの質問と併せまして、企画振興部長にお尋ねをいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) まず、新駅、中間駅設置による所要時間への影響についてお答えいたします。

新たな駅の設置は、利用者の利便性向上や需要の増加につながり、空港アクセス鉄道にプラスの効果

をもたらすと考えております。

一方で、議員御指摘のとおり、停車駅が増えることで、空港までの所要時間が増加することになります。現時点では、空港アクセス鉄道としての運行ダイヤの検討を行っていないため、正確には分かりませんが、JR豊肥本線の運行ダイヤによれば、駅での停車時間は1分程度であることから、前後の減速、加速を考慮すると、数分程度増加することが想定されます。

今後、JR九州との協議を行う中で、設備改良や快速運行など速達性向上の可能性も視野に入れながら、総合的に検討してまいります。

次に、JR豊肥本線の熊本県内区間における年間の運休日数、急な運休時の対応についてお答えいたします。

現在、JR豊肥本線の熊本駅から肥後大津駅の間では、上下線合わせて約100本運行されています。そのうち、1日に1本でも運休が発生した日数は、令和4年度が26日、令和5年度が12月末現在で22日と聞いています。

運休が発生した区間は、全体の約6割が肥後大津駅から大分側の区間、約4割が熊本駅から肥後大津駅の区間であり、運休の理由としては、台風等の自然災害、踏切事故等の不可抗力によるものが約9割を占めています。

また、運休した場合、JR九州では、運転再開に向けて安全確保等の迅速な対応を取られるとともに、運賃、料金の払戻しや他の公共交通機関への案内といった対応を取られています。

空港アクセス鉄道において、仮に運休という不測の事態が起きても、利用者の皆様が代替手段の選択などを速やかに行えるよう、他の鉄道事業者の対応事例等を参考にしながら対応するものと考えています。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 インスタを開きますと、県のアクセス鉄道のPR広告が流れています。そこで、くまモンが、熊本駅から空港までは、実際は44分なのに、四捨五入して約40分と言っています。これからは、このPR広告は、2つの新駅設置によって約50分ということになるわけですね。

空港までリムジンバスを利用すれば約60分ですので、さほど変わらない所要時間になります。そして、バスでの距離は約20キロですが、鉄道の距離は約30キロと10キロほど長くなります。この空港遠回り鉄道に多額の事業費をかけることの必要性を、もっと県民にしっかりと説明をしてもらいたいと思います。

そして、運休の際の対応についてですが、答弁された日数でいきますと、14～15日に1日は運休していることになります。決められた時間に到着することが求められる空港アクセス鉄道ですから、この運休の多さは気になるところです。JRと協議をして改善すべきことですが、町なかを通過する豊肥本線の事故を防ぐ安全対策にもやっぱり取り組むべきです。事故が多い区間の複線化や高架化への改善などですが、その取組を進めることによって、安全性にも加えまして、熊本市内の渋滞対策にもつながるわけですね。

そして、環境問題。肥後大津から空港までの区間で大型の開発が進めば、さらなる農地の減少や地下水への影響など、新たな懸念も出てまいります。もう既定路線のように進めているこの空港アクセス鉄道について、必要性に疑問を持っている県民はかなり多いです。

今日取り上げた速達性や定時性の問題に加えて、これまで指摘してきた採算性や地下水など環境に与える影響への対応策をしっかりと示して、まずは県民の納得性を得ることに力を入れていただくことを強く求めまして、次の質問に移ります。

危険な踏切についてです。

危険な踏切とは、遮断機も警報機もない第4種踏切というもので、2021年11月時点で全国に約2,600か所残っていて、当時、総務省行政評価局は、危険なので解消するように国土交通省に勧告しました。踏切は全国に約3万3,000か所ありますが、現在は、その約7%に当たる約2,400か所が第4種踏切です。

この第4種踏切は、現在の技術基準に適合せずに新設はできませんが、今ある箇所は経過措置で認められています。ちなみに、遮断機と警報機が設置してあるのが第1種踏切で、有人で遮断機を下ろしているのが第2種踏切で、警報機のみ設置してあるのが第3種踏切です。

少し前の数字ですが、令和元年に起きた踏切事故は、第1種が100か所当たり0.59件でしたが、第4種踏切では1.02件と発生頻度が高いです。

第4種踏切について総務省が各地の状況を調べた結果、農耕車の通行や生活道路として利用され、廃止は困難との声や、廃止すると迂回に時間がかかり、住民の納得が得られていない事例があったそうです。現状ある踏切をなくすと、そのような声は確実に上がってくるでしょう。しかし、遮断機がなく電車が来ても音も鳴らない踏切は、事故を起こす可能性が極めて高いと思います。

ただ、踏切の第1種化は、1か所1,000万円程度の費用がかかるとのことで、地方の鉄道事業者には負担が大きいと推察されますが、踏切道改良促進法に基づく補助や鉄道の安全対策に関する補助金を受けられるケースもあるようです。

熊本県には、この危険な踏切が56か所存在しているそうですが、県管理の道路ではなくて、市町村道や里道や私道などです。

総務省は、鉄道事業者による自発的な廃止の取組に委ねずに、国や自治体、事業者などをつくる地方協議会を活用して、合意形成を図って危険な踏切を解消するように求めていましたので、昨年2月に熊本県踏切道改良協議会が開催されて、解消に向けての検討が進められていると伺っています。

そこで質問ですが、県内の危険な踏切の現状と今後の改善に向けた取組について、土木部長にお尋ねをいたします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 踏切遮断機などが設置されていない第4種踏切は、昭和36年の踏切道改良促進法の施行により、大幅にその数が減少してきましたが、近年は鈍化傾向にあります。

県内には、JR九州や熊本電鉄等の線路と交差する踏切が588か所あり、このうち第4種踏切は56か



所です。その内訳は、市町村道が16か所、里道や私道、農道などが40か所となっております。過去には、道路からの列車の見通しの悪さが原因と考えられる死亡事故も発生しています。

このような踏切では、事故防止対策として、遮断機などの踏切保安設備による改良や近隣踏切との統廃合等による廃止などが有効です。

これまで、県や市町村では、道路整備事業や土地区画整理事業等を行う中で、このような踏切があれば、遮断機の設置や踏切の廃止などを行ってきたところです。

また、令和3年度からは、議員御紹介の国、県、市町村及び鉄道事業者で構成する熊本県踏切道改良協議会において、踏切の改良に向けた協議や事故防止に有効な対策及び統廃合した事例の紹介、鉄道事業者が活用できる補助制度の情報提供等を行っております。

県としましては、今後も引き続き、本協議会をはじめ様々な機会を通じて、事故防止対策の取組や踏切の統廃合に関する技術的助言や調整を行うなど、第4種踏切の解消に向け、関係者間で連携して取り組んでまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 子供や高齢者もそうですけれども、視覚障害者にとっても、音の鳴らない踏切というのはかなり危険です。第4種踏切のある鉄道事業者は、答弁でもありましたように、JR九州や熊本電鉄、そのほか、くま川鉄道、おれんじ鉄道、南阿蘇鉄道など、採算的にも厳しい鉄道が多いんです。踏切の改良について、国の補助制度に加えて、県としても何らかの補助ができないか、ぜひ考えていただきたいと思えますし、そのことによって、一日も早く危険な状態が解消できるように取組を進めていただくことをお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

高校入試制度改革についてです。

高校入試制度については、昨年12月議会で、現行の前期・後期選抜を一本化する新制度を、現在の小学6年生が受験する2027年度入試から導入する方針が示されました。

そもそも、この議論の発端は、令和3年3月にまとめられた「県立高等学校のあり方と今後の方向性について～新しい時代に対応した魅力ある学校づくり～」の提言にあります。この提言では、魅力ある学校づくりに向けた14の取組の一つとして、入試制度の在り方の検討が示されました。

すなわち、高校入試制度改革の必要性は、定員割れが続く高校が多数存在する中で、いかにして魅力ある学校づくりを進めるかということにあったと言えます。そのため、取組を推進するための環境整備として、高校入試制度の見直しについて、令和3年10月に県立高等学校入学者選抜制度検討委員会が設置されて検討が進められ、令和5年3月24日に、検討委員会から、今後の方向性について提言が示されました。

第1回検討委員会では、ある委員から「県立と私立をバランス良く、県立高校への受験者を減らさないようにしていかなければならない。」「いかに県立高校を受験していただくように持っていくのかが一番の課題。」という意見が出され、県教委としても、定員割れをしている高校に対して、前期選抜で可能な限り入学者を確保したいという高校側の思惑に応える施策として、令和4年度高校入試からは、前

期選抜の募集定員上限50%を70%まで引き上げることができるようにしたものと思います。

しかし、次第に議論の方向は、新たな入試制度で何を指すのかという観点から、少子化の影響もあり、本来の趣旨での選抜が難しくなった前期選抜と後期選抜を一本化する方向に議論は流れていきました。結果として、定員割れをしている郡部の高校に配慮した高校入試制度の検討は十分議論されなかったのではないかという印象を持ちます。

また、高校入試の一本化によって、受験時期が早い私立高校への入学が加速することが懸念をされます。今後ますます進む少子化の中で、県立高校と私立高校がバランスよく共存していけるように、特に郡部の高校が地域の高校として存続していけるようにしていくことが大切であると考えます。

そこで、教育長に質問ですが、郡部の高校の魅力づくりに向けて、様々な取組を行政ともタイアップして行ってきてはいますが、なかなか志願者の増加につながっていないという現状についてどのように考えておられるのか、また、熊本市一極集中の傾向が強い中、郡部の高校にとっては、前期選抜で一定数の入学者を確保していたことができなくなり、今以上に私立高校への入学者が増加するのではという懸念に対してどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

そして、そのような懸念をなくすために高校入試を一本化した場合に、特に、現在定員割れをしている郡部の高校への配慮として考えていることがあればお答えください。

[教育長白石伸一君登壇]

○教育長(白石伸一君) まず、熊本市以外の県立高校の現状及び認識についてお答えいたします。

県教育委員会では、令和2年度の県立高校あり方検討会の提言を踏まえ、令和3年度から、地域や生徒のニーズに応える新たな学科の設置や地元市町村や企業との連携を強化し、教育活動の充実を図るなど、県立高校の魅力化に取り組んでいます。

これまで、高森高校や小川工業高校をはじめ、熊本市以外の県立高校においても、令和3年度比で定員充足率が7.9ポイント改善するとともに、定員割れをしていた高校のうち5校が募集定員を満たすなど、一定程度の効果が現れてきていると考えています。

しかしながら、少子化をはじめ、熊本市への人口の一極集中、私立高校授業料の実質無償化の影響などもあり、熊本市以外の県立高校では定員割れが継続している状況があります。そのため、県立高校のさらなる魅力化に向け、現在、地元市町村長等との意見交換や保護者、生徒へのアンケートなどを行っているところであり、引き続き、地元市町村をはじめ地域の企業等とも連携を図りながら、しっかり取り組んでまいります。

次に、入試の一本化に関する議員の御懸念に対する考え方と熊本市以外の県立高校への配慮についてお答え申し上げます。

今回行う入試の一本化は、受験生が入試の手続等に追われることなく、じっくり進路について考えるとともに、しっかりと学習に専念できる時間を確保することなどにより、中学校における学びの保障や高校への学びの接続をより一層重視して行うものでございます。

入試の実施時期については、有識者会議からの中学生の学習保障を第一に考え、3年間の学習を確実

に終えて受験に臨めるような実施時期である3月上旬が望ましいとの提言を踏まえたものであり、提言の中にもあった私立高校との調整が不可欠でございます。この調整により、県立高校と私立高校がバランスよく共存することにつながると考えています。現在、県私立中学高等学校協会などと協議を進めており、その状況等を踏まえながら、令和6年度中に決定する予定です。

また、新制度では、現在、前期(特色)選抜を実施していない熊本市以外の普通科においても、新たにスクールミッションやスクールポリシーなどの各学校の特色等を反映した特色選抜が実施できるようになることから、入学者の増加も期待されます。

今後、入試を一本化することにより、出願できる県立高校は1校となりますので、中学生が地元の高校の特色を十分理解した上で受験校を選択できるよう、地元の中学校としっかり連携してまいります。

いずれにいたしましても、熊本市以外の県立高校の定員割れについては、喫緊の課題であり、県教育委員会といたしましては、入試制度改革だけでなく、魅力化の取組なども併せて総合的に取り組んでいく必要があると考えています。

引き続き、選ばれる県立高校となるために、さらなる魅力化を図るとともに、その特色等が新しい入試制度の特色選抜に十分反映されるよう、各高校と連携し、具体的な選抜内容の検討を進めてまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 既に、熊本県に先んじて、高校入試を前期、後期2回実施から1回に変えた幾つかの県について、切り替える前後の状況を調べてみましたら、やっぱり1回にした県のほとんどが、県立高校よりも私立高校の生徒の割合が上昇していました。

私学の実質無償化の影響もあって、全てが高校入試制度を変えたからだとは言いませんが、私立高校の入試が1か月早く、私立の場合は、専願や奨学生・特待生入試と一般入試と2回あるのに対して、県立の場合は、二次募集を除くと1回になったことでの影響は多少なりともあるのではないのでしょうか。

郡部の高校にとって、前期と後期の2回あった試験が1回に減って、全ての高校と同じスタートラインに立って特色化で競っても、これまでを上回る、あるいは同等の入学者数を確保できるのか不安に思っている学校関係の方も多いと思います。

現在、私学との協議を進めているとのことですが、ぜひ私学の入試時期をできるだけ県立に近づけられるように対応していただくことと魅力ある県立高校づくりにより一層力を入れていただくことを強くお願いしまして、次の質問に移ります。

若者の薬物使用についてです。

大学のスポーツ部員の大麻所持や大学生が大麻を販売するなど、ここ最近、若者の大麻所持や販売などのニュースが多く聞かれます。大麻事件で一昨年摘発された容疑者のうち、約7割が10代から20代とのことです。大麻は、個人でも栽培が可能な上、覚醒剤より価格が安いことなどが若年層への浸透の要因と見られています。

そこで質問ですが、まず、本県における大麻事犯の検挙者数とその推移、年齢層などの現状について

お尋ねをいたします。

次に、若年層への啓発についてですが、ネット上で流れる薬物の情報の遮断は困難であり、興味本位の使用を防ぐためにも、学校や家庭で正しい情報を徹底して啓発していくことが重要です。若年層への啓発の取組、特に大学生への啓発の取組について伺います。

また、メッセージアプリ等を介して、学生が容易に大麻を入手しているとも聞きます。こうした入り口となるSNSに対する対策を徹底すべきと考えますが、以上の3点について、県警本部長にお尋ねをいたします。

[警察本部長宮内彰久君登壇]

○警察本部長(宮内彰久君) まず、県内における大麻事犯の検挙状況についてお答えします。

令和5年中の県内における大麻事犯の検挙人員は、前年より6人増加して55人となっております。近年の検挙人員の推移を見ますと、令和2年に前年比で12人増加して51人となった後、令和3年には過去最高の56人を検挙しており、令和5年は、これに次いで過去2番目の検挙人員となっております。

また、令和5年中に検挙された55人のうち、20歳代以下の若年層が43人で全体の約8割を占めており、若年層における大麻の乱用拡大が見られるものと認識しております。

次に、大麻に関する若年層への啓発の取組についてお答えします。

若年層における大麻の乱用拡大の背景としまして、SNSなどにおいて、大麻は身体への悪影響や依存性がないといった誤った情報が氾濫していることが挙げられるところでございます。そのため、若年層に対して大麻の有害性や危険性を正しく伝えていくことが重要であると考えております。

このため、県警察におきましては、学校などの教育現場において薬物乱用防止教室を開催していますほか、若年層に人気がある県内のプロスポーツチームと連携し、試合会場において啓発動画の放映や啓発グッズの配布を行うなど、若年層に焦点を当てた啓発活動を行っております。

また、中でも、最近大麻の乱用などが大きく報道されている大学生に対しましては、大学が主催する講演会に警察官を派遣して薬物乱用防止に関する講話を行ったり、大学の学園祭に県警察のブースを設置して、薬物標本の展示や啓発グッズの配布を行ったりするなどしまして、大麻の有害性や危険性の周知に努めております。

最後に、大麻の入手に関するSNSへの対策についてお答えします。

近年、違法薬物の売買にSNSが悪用されている実態が見られるところでありまして、こうしたSNSへの対策が重要であると考えております。

このため、県警察におきましては、警察官がインターネット上で行うサイバーパトロールによってSNSにおける違法薬物の販売情報を発見した場合は、SNSの管理者やプロバイダーなどへ削除依頼を行っていますほか、同様の活動を行っているサイバー防犯ボランティアに対する研修会を開催するなどしまして、こうした活動を行う団体の拡大とその活動の活性化を図っております。

県警察としましては、引き続き、これらの対策を進めていきますとともに、大麻の密売組織や末端乱用者の検挙に努めることにより、広報啓発等と取締りの両面から、若年層における大麻の乱用防止に向

けた取組を進めてまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 時間が押してましたので、早口でありがとうございました。

県内で昨年検挙された55人のうち20歳以下が43人ということで、10代が8割を占めているということでした。

大麻は、体もむしばみますけれども、覚醒剤より価格は安いとはいえ、大体4回分くらいで4,000～5,000円と、10代の若者にとっては経済的にもその負担が大きいんです。だから、その大麻を買う金を得るために、別の犯罪にも手をつけかねませんので、そういったことも含めて、若年層の大麻の乱用防止対策により一層力を入れて取り組まれますことをお願いいたしまして、次に移ります。

次に、オーバードーズについてお尋ねをいたします。

オーバードーズとは、1回当たりの薬の使用量が過剰であること、または薬物の過剰摂取に至る行為のことを言います。オーバードーズは、10代の若年層を中心に拡大しています。若者たちが生きづらさを抱える中で、薬を大量に摂取するオーバードーズが増えてきているとのことでございます。

過剰摂取は、臓器障害や脳にダメージを与えて、呼吸、心臓の停止で死に至る危険があると指摘をされています。現在、乱用のおそれがある薬については、中高生に販売する場合、氏名や年齢を確認するよう店側に求めています。徹底されていないのではないのでしょうか。今後、法改正で20歳未満の大量購入が禁止される動きがありますが、現状の取組を徹底させる必要があります。

そこで質問ですが、本県におけるオーバードーズの現状についてどのように認識されているのでしょうか。県として、市販薬乱用の実態を把握するとともに、対策にどのように取り組むのか、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 医薬品の過剰摂取、いわゆるオーバードーズについては、市販薬の乱用による依存症の治療を受ける10代患者が全国的に急増しているとの国の調査結果もあることから、本県においても早期の対応が必要と認識しています。

今年度、消防庁及び厚生労働省が熊本市消防局を含む全国52本部を対象に実施した、医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送人員の調査では、若年者及び女性による医薬品の乱用事例が多いという結果が報告されています。本県でも、県内の消防本部に対し照会を行ったところ、同様の傾向が見られました。

また、県精神保健福祉センターにおいては、10代、20代からの市販薬や処方薬に関する薬物依存の相談が、令和5年度は12月末までに22件寄せられています。

従来から、法令において、せき止めなど乱用のおそれのある成分を含む医薬品の販売につきましては、原則、1人1個までとすること、特に若年者に対する販売においては、氏名及び年齢の確認をすることなどの規制が定められていることから、医薬品販売業者等に対して販売方法の指導等を行ってきました。

一方で、オーバードーズが社会問題化する中、現在、国は、乱用目的の購入を防止するため、原則小容量1個の販売とするなど、法改正も視野に規制強化の検討を行っています。また、昨年12月には、都道府県等に対して適正販売等の徹底を求める通知も発出しています。

県におきましては、医薬品販売業者等に対し、こうした国の通知等を、講習会や定期的な立入検査など、あらゆる機会を通して周知するとともに、広く県民に対しては、県庁ホームページ等を通じて、オーバードーズの防止に関する情報発信を行っています。特に、若年者に対しては、保健所等が学校等に出向いて行う薬物乱用防止教室において、医薬品の適正使用と併せて、今年度からオーバードーズの危険性について呼びかけているところであり、今後さらに徹底してまいります。

さらに、オーバードーズにより薬物依存度が高まった場合の対策としては、県精神保健福祉センターに配置している専門の相談員が、本人やその御家族に寄り添いながら相談に対応し、必要に応じて専門の医療機関や自助グループ等を紹介するなどの支援も行っています。

引き続き、関係機関と連携し、市販薬の適正販売の周知徹底、薬物乱用防止の啓発、若年者への相談支援の充実に努めてまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 ただいま答弁をいただきました。

ぜひ、徹底した市販薬の適正販売、若者への啓発、そして依存症になった際の相談支援の充実に取り組んでいただくようお願いを申し上げます。

それでは、最後の質問に移ります。

夜間安心医療電話相談事業シャープ7400についてです。

県は、2005年から、15歳未満の子供をお持ちの子育て世代の保護者の不安解消を目的とした子ども医療電話相談事業シャープ8000と、2021年からは、15歳以上の成人を対象に、夜間の急な病気やけがなどに対する不安の解消を図るため、夜間安心医療電話相談事業シャープ7400の2つの電話相談事業を実施しております。

いずれも午後7時から翌朝8時までの運用で、夜間や休日の急な病気やけがへの対処方法や応急処置など、県民がどう対応すべきか、救急車を呼ぶべきかを医療の専門家へ相談できるようになっていて、夜間や休日の急な病気やけがをされた方の安心につながる取組です。

また、全国的には、総務省の重点施策として、2021年から、住民が急な病気、けがなどをした場合に救急車を呼ぶべきかを24時間365日相談できるよう、救急安心センター事業、通称シャープ7119番の全国展開に向けた取組が始まっています。

一方で、県が実施している15歳以上の成人の夜間電話相談シャープ7400については、その運営財源として、これまで国の地域医療介護総合確保基金が活用されていましたが、厚労省通知により、この基金の活用は今年度いっぱいということで、次年度からのシャープ7400の運用についてどうなるのか心配しています。

そこで質問ですが、夜間安心医療電話相談事業シャープ7400の次年度以降の運用について、健康福祉

部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 夜間安心医療電話相談事業シャープ7400の次年度以降の運用についてお答えします。

本事業の月当たりの相談件数は、事業を開始した令和3年度の約160件から、令和5年度には約400件と大幅に増加しています。夜間における医療相談窓口として、県民のニーズが高く、活用実績も増加していることから、今後も事業を継続していくことが必要だと認識しています。

一方で、その運営に当たっては、地域医療介護総合確保基金以外の財源の確保が課題となっています。

そのため、来年度以降は、地方財政措置が講じられている救急安心センター事業シャープ7119に夜間の相談窓口を継続する形で移行することとしており、そのための予算を今定例会に提案しています。

なお、準備の都合により、短縮番号シャープ7119への移行は本年5月中を予定していることから、その間はシャープ7400での運営を継続し、並行して番号変更について県民への周知を図ってまいります。

運用に当たっては、総務部と連携し、各地域の消防本部との調整を進めるなど、引き続き緊急時の相談対応について充実を図ってまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 熊本県の2022年の救急車の出動件数は約9万8,000件、搬送者数は約8万8,000人と、いずれも過去最多だったとのことであり、この電話相談事業を続けることは、救急出動件数の急増対策としても効果があります。

新年度、県のシャープ7400は、シャープ7119番として事業を継続していくとのことですが、夜間だけということではなくて、今後、ぜひ24時間相談対応できるように拡大していただくよう強く要望させていただきます。

これで準備した質問は全て終わりました。

知事におかれましては、先ほど申し上げました残された課題への対応も含めまして、まだまだ大変な任務が残っていると思いますので、どうか健康にはくれぐれも御留意をされて取り組まれますことと併せまして、16年間握り続けてきたそのバトンについては、途中で手放すことなく、県民の負託を受けて誕生する新しい知事にしっかりと手渡していただきますことを切にお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)